

○奈良市文化振興計画推進委員会規則

平成19年 3 月30日規則第 7 号

改正

平成20年 3 月31日規則第24号

平成21年 3 月31日規則第13号

平成23年 3 月31日規則第34号

令和元年 8 月23日規則第23号

奈良市文化振興計画推進委員会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、奈良市文化振興条例（平成19年奈良市条例第20号）第 8 条第 3 項の規定により、奈良市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 文化団体を代表する者
- (2) 市民から公募した者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(部会)

第5条 委員会に、専門の事項について調査審議させるため部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員6人以内で組織する。ただし、補助金等の調査審議を行う専門の事項について特別の利害関係を有すると認められる者については、部会の委員（以下「部会員」という。）となることができない。
- 3 部会員は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指名した部会員のほか、次に掲げる者のうちから委員以外の者2人以内を特別委員として委嘱するものとする。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- 5 特別委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 7 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。
- 8 部会長に事故があるときは、部会員のうちからあらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 9 前条（第1項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員（特別委員を含む。）」と読み替えるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、部会の組織その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、文化振興課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第24号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第13号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日規則第34号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月23日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。